

制服についての規程

制服は、以下の規定とする。制服は正しく着用すること。ただし、6月より9月末までは、夏服着用許可期間とする。（移行期間については、その年の気候に鑑み決定する）

◇制服とは：

1. 指定のブレザー、指定のズボンとネクタイ、または指定のスカートとリボン、白無地のワイシャツまたはブラウスを着用する。
2. リボン・ネクタイについて
スカート着用の場合はリボン着用であるが、ネクタイも可とする。
ただし、本校指定のものに限る。
3. 正装とは、ア) 制服の上下、イ) 白無地のワイシャツまたは白無地のブラウス、ウ) えんじのリボンまたはネクタイの ア) ～ウ) まですべてを適切に着用している状態とする。その他については下記冬服の4及び5の条件を満たしていることとする。正装を義務付けるのは、儀式的行事（入学式・卒業式予行・卒業式）、始業式、終業式に参列する時とする。（ただし夏服の期間は除く）
4. 靴下について
紺系、黒系、白系、グレー系の無地（ワンポイントは可）のソックスまたはハイソックスとする。ルーズソックスの着用は禁止とする。ただし、寒冷期には黒またはベージュの無地のストッキング、タイツの着用も可とする。スカートの下に体育ジャージ等をはくことを禁止する。
5. セーター、カーディガン、ベスト等の着用について
セーター、カーディガン、ベストの何れについても本校指定のものを購入し着用すること。色は、グレー・紺・ベージュの3色。着用する際、登下校時においては、セーター、カーディガン、ベストを白無地のワイシャツまたはブラウスの上に必ず着用し、必ず指定のブレザーを着ること。ブレザーなしでの登下校は認めない。パーカー、トレーナー等を着用することは認めない。寒い場合には、ブレザーの上に華美でないコート等を着用すること。なお、当分の間、コートについては華美でなければ色の指定はしない。生徒手帳の制服に関する規定に記載されている通りとする。

◇夏服とは：

1. 原則として夏季用ズボン、または夏季用スカートを着用する。
2. シャツは白無地の長袖又は半袖のワイシャツ、ブラウスとする。ネクタイ、リボンは付けなくてもよい。夏服時本校指定のベスト、カーディガン、セーターの着用は可とする。夏服時にブレザーを着用する際もネクタイ、リボンは付けなくてもよい。
3. 本校指定のポロシャツ（色は、水色・白・紺・えんじのいずれか）を着用してもよい。

◇その他：

- ・夏服期間中に、ポロシャツの上にブレザーを着るスタイルは可とする。
- ・破損・汚損・紛失など、やむを得ない事情で異装する場合には必ず生徒手帳の所定の欄に記載して異装届けを担任に提出する。
- ・靴、バッグについても、制服との違和感のないものを使用すること。
- ・制服の加工は一切しないこと。